

# 原爆「黒い雨」訴訟を支援する会

「黒い雨」被爆者全員に手帳を！  
訴訟を支援する会

No. 5 2016. 11月 ニュース

原爆「黒い雨」訴訟を支援する会 Tel 082-296-0040(月~金10:~17:00)  
広島市中区堺町1-2-9-203 広島県被団協 Fax 082-503-2755  
事務局 高東征二 E-mail h-k-hidankvo@lime.ocn.ne.jp

被爆地域の実質的な拡大と非人道的な核兵器の廃絶を訴える

見て！拡散して！ ホームページ開設しています  
<http://blackrain1.jimdo.com/>



38年間の「黒い雨」地域拡大運動が、広島県や広島市を動かしアンケート調査や聞き取り調査を基に宇田降雨図の6倍の降雨図を作り国に要望しました。でも国は認めませんでした。司法の場で争うことになりました。8名の弁護団を作り、内部被曝の権威者を呼んで積極的な学習もされています。向かって左から、竹森雅泰弁護団事務局長、広島敦隆弁護団長、高野正明原告団会長、松本正行原告団副会長

## 「黒い雨」訴訟支援募金、入会をお願いします

郵便振替 01330-3-91477

原爆「黒い雨」訴訟を支援する会

Faxして頂くと払い込み用紙をお送りします。

しもその濃度が高かったとも認められないから、被爆者援護法1条3号には該当しない。③健康診断特例区域の指定を政令に委ねたのは、それが高度の専門技術的かつ政策的判断を要する事項であり、一定の裁量を認めた趣旨であり、健康診断特例区域として指定されないことにより不利益があったとしても、それは事実上の不利益にすぎないから、現在の地域指定が違法とはなり得ないなどと主張しています。

三、①に対する反論  
被告らの解釈によると、結局、放射線被曝と健康被害との間に具体的かつ明確な関連性(リスク)が存在することが科学的に証明されるに至っていない場合には、健康被害が発症しうるか否か明らかでないとして、被爆者として扱わないという結論になります。そもそも、被爆者援護法は、放射線の身体に対する影響が完全には解明されていないことを前提として、被爆者に対する健康管

理を十分に行い、被爆者の不安を一掃し、また、被爆者の障害を予防ないし軽減することを一つの目的とした法律ですから、放射線の影響が科学的知見によって証明されなければ「被爆者」であると扱わないというのは、そもそも本末転倒です。また、100mSvを下回るような放射線被曝では健康被害が発症し得るか否か定かではないというのは、国際X線ラジウム防護諮問委員会(I XRPC)の時代の1949年から定説とされている放射線被曝によるがんの発生に、は閾値(境目)はないとされ、その後現在まで変わらず維持されている結論に反しています。今日では、10mSvごと、あるいは5mSvごとの放射線被曝による発がんの増加が示されているのであり、被告らの主張は科学的根拠のない俗論にすぎません。

四、②に対する反論  
原爆投下により、原子雲と火災による積乱雲、これらから降る「黒い雨」(裏に続く)

原告団長の高野正明さんは、挨拶で今まで5回の裁判がありました。傍聴席は一杯でした。今日は100名を越す皆さんで特に熱気が伝わってききました。裁判は、いよいよ国を追い詰めつつあります。勝訴に向かってまい進したいと決意を表明しました。

経過報告  
☆2015・10・24原爆「黒い雨」訴訟支援する会結成総会、85人参加、原告団長に高野正明さん、副団長に松本正行さん、事務局長に高東征二さんが選ばれました。91歳の松本さん「もう急がないと我々には時間がない」と檄を飛ばしました。

☆2015・11・4広島地裁に提訴、64名の原告が、広島県知事及び広島市長に被爆者健康手帳と第1種健康診断受診者証の交付申請却下を取り消し、交付

☆2015・12・9第1回口頭弁論、高野原告団長と廣島弁護団長が意見陳述、原告42名と支援者75名参加し法廷は一杯でした。☆「黒い雨」訴訟弁護団は現地調査をした。☆2016・2「黒い雨」支援ニュース1号を発行、4000枚印刷、会員に郵送した。☆2016・2・15第2回口頭弁論

☆2016・3・20「黒い雨」訴訟世話人・事務局会議で会計年度を2015年10月24日〜2016年3月31日までを初年度とし新年度を2017年3月31日までとする

☆「黒い雨」の会員や、関心を寄せてくれる人などに、入会を勧めて会員を増やします。☆インターネットのホームページを充実さうにします。☆「黒い雨」訴訟を支援する会のニュースの発行と配布を工夫し改善します。

☆全国組織の被団協や原水協には協力してもらおうよう働きかけます。☆広くカンパを集めます。

6年4月1日〜2017年3月31日にするよう総会にはかることを決めた。この総会までに「黒い雨」支援ニュースは第4号まで発行し、会員へ届けました。ホームページの開設は、6月に立ち上げた。反応が返ってこないのが悩みです。

☆「黒い雨」の会員や、関心を寄せてくれる人などに、入会を勧めて会員を増やします。☆インターネットのホームページを充実さうにします。☆「黒い雨」訴訟を支援する会のニュースの発行と配布を工夫し改善します。



夏の暑さで体調を崩した人も裁判だけはと、マイクロバスに乗って駆け付けました。自分の手帳だけではありません。国の被爆行政を大きく変える闘いです。

## 第5回口頭弁論期日の内容

弁護士 竹森雅泰

一、第5回期日の提出書面  
9月7日午前11時から広島地裁304号法廷で第5回口頭弁論期日が開催されました。第4回期日で原告らから被爆者援護法1条3号の解釈について述べた第3準備書面を提出しましたが、第5回期日では、さらに第5準備書面(原爆による放射性降下物はそのようなメカニズムで降下したのか、放射性降下物が降下した「黒い雨」降雨地域の範囲はどこまで広がったのか、そして放射性降下物に起因する放射線がどのようなメカニズムで人体に影響をもたらすのかを主張した書面)と、第6準備書面(これまでの原告らの主張を前提として、被告ら第2準備書面に対する認否と反論を行った書面)を提出しました。

第5準備書面については、既定期日及び報告集会で要約書面をお配りして説明していただきます。ここでは、第6準備書面の内容を説明させて頂きま

二、被告らの主張の概要  
被告らは、第2準備書面において、①被爆者援護法1条3号「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情のもとにあった」といえるためには、特定の被爆態様によって現実に健康被害が発生している場合でなければならず、現在の科学的知見では、100mSvを下回るような放射線に被曝した場合については、それによって健康被害が発症し得るか否かも定かではない。②「黒い雨」の本体は原爆により発生した二次火災による煤であり、雨が黒いか否かと放射性微粒子が含まれているか否かは全く関係がなく、仮に放射性微粒子が含まれていたとしても、必ず

# 放射能の雨はここにも降った！



毎日泳いだため池。鯉がのんびり泳いでいます。梅雨になるとモリアオガエルが産卵に来てにぎやかです。



裏山から南に、あの日と同じ方向で福王寺山を見る。キノコ雲がもこもこと大きくなっていった。爆心地から北へ12Km

## 葉田正治（80）さん

あの日の朝は、学校も休みで弟と裏山に柏餅にするサルトリイバラの葉を取りに行きました。ピカッと光り、体が吹き飛ばすほど大きな音がし、目の前の福王寺山の向こう、広島の空にキノコ雲が大きくなっていくのを見ました。赤、黒、白の色が混じった雲でした。しばらくしてゴミや灰が降ってきました。福王寺山に、キノコ雲を背景にしてふわふわと2個、1個とパラシュートが黒い物体をぶら下げて落ちてきました。



シカやイノシシの被害に悩まされながら妻と一緒に農業をしているがいつまで続けられるか・・・

と強く降りびしよ濡れになりシャツは黒くなりました。その後、急性症状もなく、地元小学校へ通い、定時制高校へ行きながら鋳物工場で熟さにも負けないで働きました。64歳の時、肺炎になり、無呼吸症候群、白内障、気管支喘息と次々病気になるています。内部被曝しているのだと思えて仕方ありません。ため池と一緒に泳いだ多くの友だち、姉、妹、8月6日も7日も、8日もゴミや灰を押しつけて毎日泳ぎました。でも、ほとんどの人がガンなど思い亡くなりました。谷川の水で顔を洗い、汲んできて甕に入れて生活用水にし、野菜も米もみんな口に入る物は、あの日の黒い雨と関係があります。国は、降った黒い雨には放射能はなかったと言うが、福王寺山へパラシュートが落ち、爆心の放射能を持った風はこちらに向かっている。吹いた、その事実が消えません。

## 次回6回口頭弁論

11月21日(月)11:20～

(11:00～11:20)

進行協議

※11時に集合ください

原告の人は3階へ  
一般傍聴者は1階で傍聴券を  
体調を整えて元気で参加しましょう

## 水本信也（80）さん



葉田正治さんと小学校も中学校もため池で泳いだのも一緒、でも放射能に強い人と弱い人がいるのだと思います。

紳士服の仕立て屋さん、しゃれた明るい店で、以前は、奥さんと元気に働いていたのに、すっかり痩せてここに座るのも苦痛で、一日の大半は寝ころんでいます。

あの朝、新聞配達道の、閃光をあげ、ドガンと言う音とともに強風で自転車ごと吹き飛ばされました。しばらくして福王寺山の向うにキノコ雲が大きくなっていくのが見えました。午後2時ごろ、田んぼの草取りをしていると痛いほどの大雨が降りだしシャツが黒く汚れました。その後下痢がひどかったのを覚えています。

52歳の時、体がひどくむくみ病院に行くと「ネフローゼと言われ、子どもがなるのに、あんた原爆に合っていないのか？」と言われたがその時は分らなかった。その後身体の調子は悪く仕事は思うほどできませんでした。74歳で胃がんが見つかり、胃はすべて摘出しました。2歳年上の姉も新聞配達をし、草取りをし、私と同じことをしていた

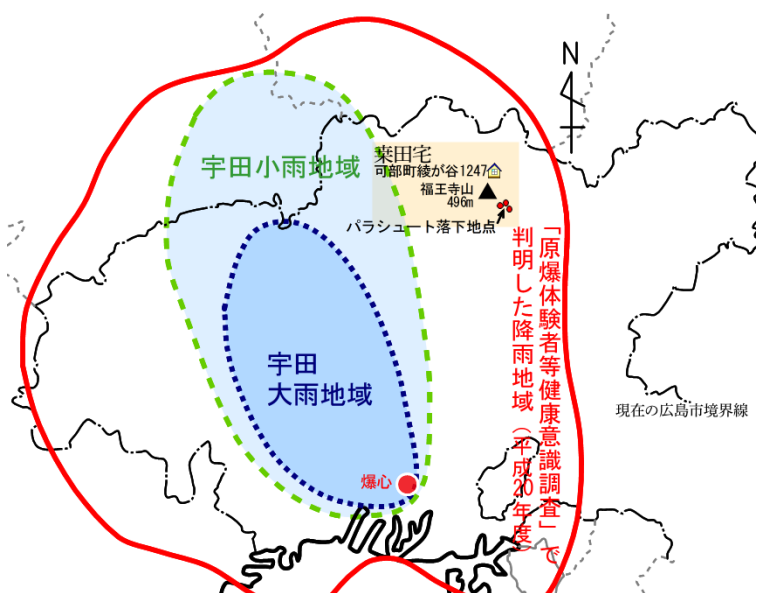


大野自然観察の森のベニマンサクの紅葉です。朝日のさす中で見るのが一番美しい。写真観察者が脚立を持って来ています。あなたも足を運んで下さい。

国は、大雨地域だけを被爆認定地域にし、我々の地域は放射能の雨は降らなかった。病気の人は被ばくしたと思いつつから・・・一本の線で勝手に区切り、その周りの人の健康調査を一回もしていない。多くの人が苦しみ死んで行き、現に苦しんでいるのを無かったことにしようとしている。

福島原発事故から、放射能の測定器がなかった時代だといえ、放射能に無防備で無知であったのだと知った。次々と命を削る病気の連続、自分は内部被曝をしている。

国は無責任だし、被爆国だと言いがら本気で核廃絶しようと思っていないことに強い憤りを感じます。



## 第5回口頭弁論期日の内容

(1面からの続き)

により放射性降下物が降下しました。なお、「黒い雨」により放射性降下物が降下したことは、原爆投下直後に気象目的で実施された調査に基づく宇田論文において「この雨水は黒色の泥雨を呈したばかりでなく、その泥塵が強烈な放射能を呈し人体に脱毛、下痢等の毒性生理作用を示し、魚類の斃死浮上その他の現象をも現わした。そしてその後も長く広島西部地区の土地に高放射能性をとどめる重要原因をなした」と報告されていることから明らかです。また、「黒い雨」降雨域と、原爆投下3日後に爆心地から半径5km以内で採取した試料から検出されたセシウム137の測定結果や、核実験開始前の1948年にかけて広島に残留放射能を調査した結果とが符合していることから、「黒い雨」に放射性微粒子が含まれていたことは明らかです。

### 五、③に対する釈明

被告らが提出している基本墾の速記録等によれば、広島市の健康診断特別区域（宇田大雨地域）は、同地域から高濃度の放射能が検出されたという報告や、同地域の住民の健康状態が悪いという事実から指定されたようです。

しかし、そのような事実があるのなら被爆地域に指定をすればよかったのに、なぜ健康診断特別区域としたのか不明です。また、通達により健康診断受診者証を所持する者が11疾病を発症したら被爆者健康手帳が交付される運用になつていますが、被爆援護法1条では疾病の発症が要件とされていないこととの整合性はどうか考えられるのでしょうか。さらに、広島市長は今年の平和宣言で国に対し「黒い雨」降雨地域の拡大を要求しましたが、本訴訟での広島市の態度はそれと相反します。

次回期日では、被告らにおいて、これらの点について明らかにすることとなっております。

以上